

東京電力からのお知らせ

～自主的避難等に係る賠償金の請求開始について～

弊社の原子力発電所の事故により、皆さまにはご迷惑をおかけしておりますことを改めて深くお詫び申し上げます。

さて、このたび、自主的避難等に係る損害について、賠償金をご請求いただく準備が整いましたのでご案内いたします。

平成23年3月11日時点で、「**自主的避難等対象区域**」内に生活の本拠としての住居があった方で、かつ住民登録をされていた方につきましては、3月上旬より、順次、請求書類を郵送させていただきます。請求書類がお手元に届くまで暫くお待ちください。

平成23年3月11日時点で、「**自主的避難等対象区域**」内に生活の本拠としての住居があった方で、住民登録されていなかった方につきましては、下記のお問い合わせ先へ請求書類の郵送をお申し出くださいますようお願いいたします。

お届けした請求書類にご記入のうえ返信用封筒でご返送ください。

自主的避難に関するお問い合わせ先 **(自主的避難等ご相談専用ダイヤル)**

東京電力株式会社 福島原子力補償相談室

電話番号：**0120-993-724**

受付時間：午前9時～午後9時

【自主的避難等に係る賠償の概要および相談窓口の開設】

1. 損害賠償の対象となられる方

平成23年3月11日に「自主的避難等対象区域」内に生活の本拠としての住居があった方（石川町は「自主的避難等対象区域」となります）。

なお、同日時点で、学生や単身赴任者等、区域外の実家に住民票を置いたまま、区域内に生活の本拠としての住居（アパート等）があった方につきましては、区域内に住居があったことを確認させていただければ、賠償の対象となります。

2. 賠償対象期間

【18歳以下の方】（※1）	平成23年3月11日～平成23年12月31日
【妊娠されていた方】（※2）	
【上記以外の方】	平成23年3月11日～平成23年4月22日 （事故発生から、屋内退避区域が解除されるまでの期間）

（※1）平成23年3月11日時点で18歳以下であった方、または平成23年3月11日～平成23年12月31日までの間に生まれた方

（※2）平成23年3月11日～平成23年12月31日の間に妊娠されていた期間がある方

3. 相談窓口の開設について

東京電力では、自主的避難等の賠償を迅速かつ円滑に行うため、下記のとおり相談窓口を開設いたします。なお、窓口での主な業務は「請求書類記入方法の相談対応」及び「相談後の記入済み請求書類のお預かり」となります。

◆場 所：石川町役場 税務課協事務室内（本庁舎）

◆日 程：3月12日（月）より 4月13日（金）までの平日のみ
（土日・祝日を除く）

◆時 間：午前8時30分から午後7時00分まで

※ 相談窓口への専用電話は設置していませんので、前ページ【自主的避難等ご相談専用ダイヤル】までお問い合わせください。

※ 相談窓口では、請求書を配付していませんので、ご理解くださいますようお願いいたします。